

かけはし

JITCO JOURNAL

7
2021.July
Vol.146

—研修・技能実習・特定技能—
外国人材の受入れ制度の30年
在留資格「特定技能」におけるベトナム国籍の方の送出・受入手続

|| ステイホーム下における
|| 技能実習生への生活支援



かけはし

JITCO JOURNAL



2021.7 Vol.146

表紙の写真：ハンノック滝
(ベトナム・カオバン省と中国の国境)
ベトナム北部のカオバン省にある「ハンノック滝」は、ベトナム最大級の滝として、またその神秘的な景色によって、近年観光地として知られるようになりました。中国との国境にまたがり、中国では徳天瀑布と呼ばれています。観光のベストシーズンは雨季（7～9月）で、水量が増えるためより迫力が増すとのことです。

CONTENTS

- √ p.1 2021年度JITCOの事業方針について
- √ p.2 ー研修・技能実習・特定技能ー
外国人材の受入れ制度の30年
- √ p.6 在留資格「特定技能」におけるベトナム国籍の方の送付・受入手続
- √ p.8 ステイホーム下における技能実習生への生活支援
- √ p.10 職場における外国人材とのコミュニケーションは
やさしく、わかりやすい日本語で!
- √ p.12 海外情報
- √ p.13 外国人材の受入れに関するQ&A
- √ p.14 JITCO教材のご案内
- √ p.16 技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり
- √ p.20 JITCOインフォメーション／セミナーカレンダー

技能実習Days

●三共ビルド株式会社 ●富士ビジネス協同組合 ●株式会社シラカワ

2021年度

JITCOの事業方針について

2021年度のJITCOの事業方針について、
今年度事業計画の総論部分を抜粋してご紹介いたします。

我が国における外国人材の受入れは、2019年には技能実習生の新規入国者数が過去最多となる約19万人(対前年20.5%増)となり、また、同年4月より在留資格「特定技能」による受入れも開始されるなど着実に加速してきた。しかし、2020年初からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、4月には入国制限措置が講じられ、技能実習生を含む外国人の新規入国が実質的に停止されるとともに、技能実習を終えた実習生が母国へ帰ることが困難となるなど、技能実習制度等を取り巻く状況は前年までとは劇的に変化し、厳しいものとなった。7月から国際的な人の往来は段階的に再開されつつあったが、感染の再拡大により2021年1月には再び入国が停止され、技能実習生等の受入れをめぐる状況は先行きが不透明なものとなっている。

当機構は1991年の設立以来、長年にわたり外国人研修・技能実習の中核的な制度推進機関の役割を担ってきた。2017年の技能実習法施行後は、技能実習制度の円滑な運営に資する総合的な支援機関として、また、2018年度末からは特定技能制度に関する支援サービスも開始し、外国人材受入れに係る制度の総合支援機関として事業活動を拡大してきた。これに併せ2020年4月には法人名称を「国際人材協力機構」に改めた。2020年度は新型コロナウイルス感染防止対策を講じつつ、制度関係者への新型コロナウイルスに関する対策・措置等の情報提供や講習・セミナー、申請書類の点検・提出・取次サービス等の事業継続に努めた。本年度においては、出入国制限の状況下にあっては、在留中の技能実習生等を受け入れる関係団体・企業に対し、実習生等の在留資格変更等の支援を引き続き行うとともに、入国制限措置が緩和された後は円滑な受入れが進むよう体制整備を図っていくこととする。

これらを進めるため、ウィズコロナやDX(デジタルトランスフォーメーション)の進展といった状況を踏まえ、外国人材の受入れ制度の関係者に対し、非対面・非接触型による相談・助言や講習・人材育成事業等の各種支援サービスをより一層提供していくこととする。

本年は機構設立30周年の節目の年でもあり、事業環境の変化に的確・迅速に対応し、原点である事業活動を通じ、日本と送出し国双方の社会・経済の発展に持続的な貢献を果たすことにより、新たな発展の出発点としたい。

— 研修・技能実習・特定技能 — 外国人材の受入れ制度の30年

当機構(JITCO)は1991年の設立から今年で30周年を迎えます。この30年間で我が国における外国人材の受入れのあり方は、団体監理型研修、技能実習制度や特定技能制度など、時代とともに変化し、このなかでJITCOは1993年から2017年までは厚生労働省の委託に基づく「技能実習制度推進事業実施機関」として、また現在は外国人材の受入れに係る制度の総合支援機関として活動を続けてきました。

右ページのグラフをご覧ください。1990年から昨年までの研修生・技能実習生・特定技能外国人の新規入国者数の推移です。1990年は37,566人だった新規入国者数が、2019年には研修生、技能実習生、特定技能外国人合わせて202,420人と、30年前の5倍以上に増加しています。2020年はコロナ禍で入国が厳しく制限されていますが、それまではリーマンショック(2008年)や東日本大震災(2011年)を乗り越えて以降、特に大幅な増加傾向にありました。

本稿ではこの30年を振り返り、1990年代と2010年以降に行われた外国人材の受入れを巡る重要な制度改正について、グラフ内に記載した1~6に焦点を当てて見ていきます。

① 在留資格の整備と団体監理型研修の開始 (1982年~1990年)

【制度の動き】

1960~1970年代の高度経済成長期以降、日本企業の海外進出が進むとともに、それらの企業では、現地の従業員を研修のため、日本に招聘するようになりました。こうした日本での研修は、送出側である開発途上国・地域にとっても人材育成による社会・経済の発展につながり、歓迎されました。

こうした流れのなか、日本政府は1982年の「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」)の改正において研修生のための在留資格「4-1-6-2」を整備しました。

さらに、1990年の改正入管法施行により新たに在留資格「研修」が創設されました。また、それまでの「企業単独型」に加え、海外との資本・取引関係がない中小企業においても、中小企業団体等の団体の監理・監督の下であれば最長1年間の研修生の受入れを可能と

する「団体監理型」が法務大臣告示により制度化されました。

社会の動き

在留資格「研修」の創設と団体監理型研修が開始されたこの時期は、国際的には、1990年のドイツ再統一や1991年のソビエト連邦解体など、1945年から続いた東西冷戦が終結した時期に当たります。

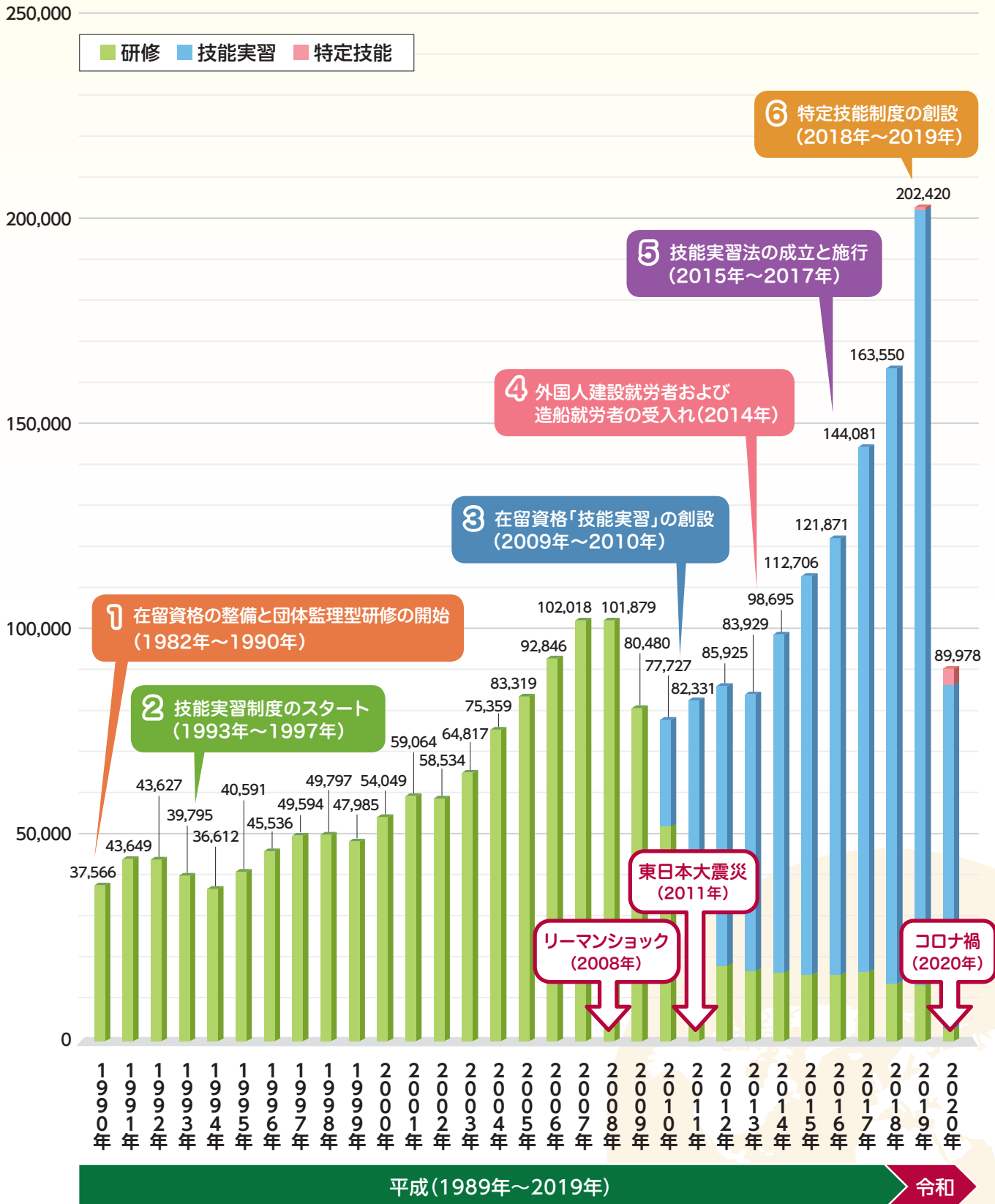
国内では、時代が昭和から平成になり、日本人が初めて宇宙へ行くなど明るいニュースがある一方、少子高齢化に伴う生産労働人口の減少などの課題が浮き彫りとなり、また1991年にはバブル経済が崩壊し、その後長引く経済不況への転換点ともなりました。



本誌「かけはし」は
1992年3月に
「国際研修協力」として
創刊しました

研修生・技能実習生・特定技能外国人の新規入国者数の推移 (単位:人)

法務省資料を基にJITCO作成



2 技能実習制度のスタート (1993年～1997年)

【制度の動き】

1993年4月に法務省告示「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」が公示され、研修制度を拡充するかたちで技能実習制度が創設されました。これにより、在留資格「研修」で1年間技能を修得し、適切な技能実習計画の策定や技能検定基礎2級に合格するなどの要件を満たした研修生は、在留資格「特定活動」に資格変更し、1年間さらに技能を高めることができる「技能実習生」に移行できるようになりました。また、技能実習生は研修生と違い、法的には労働者と位置づけられることとなり、労働関係法令が適用されることになりました。

1997年には法務省告示改正により技能実習の期間は2年に延長され、研修と合わせて3年の活動が可能となり、また、移行対象職種も当初の17職種から徐々に増えていきました。

社会の動き

国際的には、1993年にマーストリヒト条約の発効によって欧州連合(EU)が誕生し、また1997年には、それまで高い経済成長率を誇っていた東南アジア諸国において、タイを発端とするアジア通貨危機が発生するなどの出来事がありました。

国内では、1993年に日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)の発足、1994年には関西国際空港開港などの新たな動きが見られる一方、1995年には阪神・淡路大震災やオウム真理教によるテロ事件などがあり、また金融機関等の不良債権問題などバブル崩壊後の不況が深刻化した時期でもありました。そのほか、1995年3月に「規制緩和推進計画」が閣議決定され、経済社会の構造改革を目指す動きが活発となりました。

3 在留資格「技能実習」の創設 (2009年～2010年)

【制度の動き】

2007年には在留資格「研修」の新規入国者が10万人を突破しましたが、一方で研修生は技能実習生や日本人労働者と同じような作業を行っているにもかかわらず労

働関係法令が適用されず、保護が不十分であるとの問題が指摘されるようになりました。

そうしたなか、2010年7月の改正入管法施行により在留資格「技能実習」が創設され、3年間を通じて労働関係法令が適用される技能実習生として、技能を身につける活動を行うことが可能となりました。

従来「第一次受入機関」と呼ばれていた中小企業団体等は「監理団体」となり、技能実習の全期間における監理責任が明確化され、また3か月に一回の監査を行う義務が課されるなど制度の適正な実施と技能実習生の保護が強化されました。ただし、入管法改正の際、衆参両院は「抜本的な見直しを図られるべき」との附帯決議を行っており、あくまで当面の策として対処すべき事柄にとどまっているとの指摘もありました。

社会の動き

国際的には、2008年にアメリカの大手投資銀行の破綻を発端とするリーマンショックが発生し、世界規模の金融危機となりました。

国内では、2011年には東日本大震災が発生し、震動に加え、津波や火災、そして福島第1原子力発電所での事故により東日本地域に多大な被害が発生しました。また、リーマンショックや東日本大震災の影響を受け、技能実習生や日系ブラジル人の帰国者が増え、海外から日本への新規入国者数も一時減少に転じました。

4 外国人建設就労者および 造船就労者の受入れ(2014年)

【制度の動き】

2014年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014において「外国人材の活用」が新たに示されました。この中では、管理監督体制の強化を前提とした技能実習制度の拡充などに加えて、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた緊急かつ時限的措置(2021年3月まで)として、建設分野及び造船分野での即戦力となり得る外国人材の活用促進を図る新制度を導入することとされました。

建設・造船就労での受入対象となる外国人は技能実

習を修了した者とされ、受入企業も技能実習生を受け入れた実績があること、監理を行う特定監理団体についても、それぞれの分野の技能実習の監理を行った実績がある団体であることが要件とされるなど、技能実習制度と結びつきの深い制度でした。

社会の動き

東日本大震災からの復興への取組が本格化し、また2013年9月には東京オリンピック・パラリンピックの招致が決定しました。

65歳以上の高齢者人口が3,296万人となり、全人口の4分の1をはじめて超えました。また、青色発光ダイオード(LED)の発明により日本人3人がノーベル物理学賞を受賞しました。

5 技能実習法の成立と施行 (2015年～2017年)

【制度の動き】

2010年の制度改正後においても、監理団体や実習実施機関の義務・責任が十分に明確ではなく、残念ながら一部では制度の不適正な利用が行われており、アメリカ国務省からは「人身取引報告書」において、技能実習制度を批判し、日本政府の取組みが不十分であるとの指摘がありました。

このような状況を改善するため、2015年3月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「技能実習法」)」及び入管法改正案が国会に提出され、衆参両院の審議を通して一部修正を経て、2016年11月に可決・成立し、公布されました。2017年1月に新たに「外国人技能実習機構」が設置されるなど、準備が進められ、同年11月1日に技能実習法が全面施行されました。

技能実習法に基づく新制度では、監理団体の許可制、実習実施者の届出制、技能実習生ごとの実習計画の認定制が導入されるとともに、技能実習生の保護を目的とした人権侵害等の禁止、違反者に対する罰則規定の整備など、技能実習制度の適正化が図られました。同時に、優良な監理団体、実習実施者、技能実習生については、実習期間を延長(技能実習3号の新設により最長5年間)するとともに、受入れ人数制限枠の拡大が認めら

れるといった制度拡充策も導入されました。

また、技能実習法施行と同じ2017年11月1日には移行対象職種に「介護」が追加されました。介護分野の技能実習2号又は3号を修了した実習生は介護福祉士国家試験を受験し資格を取得することにより、2017年9月に新たに創設された在留資格「介護」へ資格変更し、日本国内で就労することも制度上可能となりました。

社会の動き

国際的には、2017年、アメリカで「アメリカ第一主義」を掲げるトランプ政権が発足しました。

国内では、2017年に政府より「働き方改革実行計画」が発表され、2018年には残業時間の上限に罰則付きの規制を導入する「働き方改革」関連法が成立しました。

6 特定技能制度の創設 (2018年～2019年)

【制度の動き】

2018年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、深刻化する人手不足への対策として、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるための在留資格を創設すること、入管法を改正し、政府の基本方針及び業種別の受入れ方針を策定すること、求める技能水準や日本語水準については受入業種毎に定めるとの方向性が示されました。

それを受け、2018年12月に在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を新設する改正入管法が成立し、2019年4月から、介護や外食業など14分野を対象に特定技能制度の運用が開始されました。

社会の動き

国内では、2019年5月に「平成」から「令和」に改元されました。また第9回ラグビーワールドカップがアジアで初めて日本で開催され、日本代表チームはベスト8に進出しました。10月には消費税が8%から10%に引き上げられました。

また、2020年からは新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、日本政府の水際対策として、国際的な人の往来が厳しく制限され、外国人旅行者等の入国者のみならず技能実習生等の入国者数も大きく減少しています。

在留資格「特定技能」における ベトナム国籍の方の送・受入手続

本稿では、法務省のホームページ等で公表されている情報に基づき、ベトナム国籍の方を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れや留意点について紹介します。企業・個人事業主（以下「受入機関」という）の皆さまが、在留資格「特定技能」による外国人の受入れを行うに当たっては、地方出入国在留管理官署への入国・在留のための諸手続等に加え、送出国が定めた一定の手続を経ることが必要となる場合がありますのでご留意ください。

ベトナムから新たに受け入れる場合

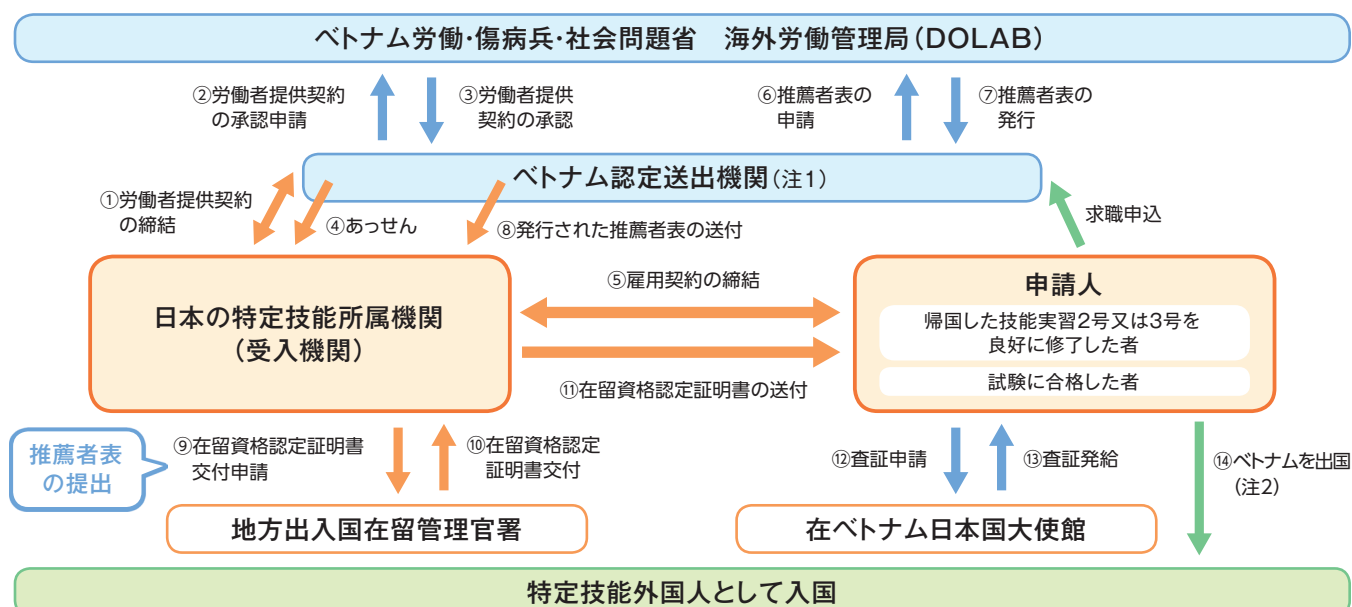
受入機関が、ベトナムから新たに特定技能外国人としてベトナム国籍の方を受け入れるためには、ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働管理局(DOLAB)から認定された送出国機関(以下「認定送出国機関」という)との間で募集する業種や募集人数、労働条件等を定めた「労働者提供契約」を締結することが求められます。労働者提供契約締結後、受入機関は認定送出国機関を通じてDOLABに労働者提供契約の承認申請を行い、DOLABの承認を得る必要があります。ベトナム政府によって認定された送出国機関のリストは出入国在留管理庁ホームページ<http://www.moj.go.jp/isa/content/930006287.pdf>に掲載されています。

認定送出国機関は、締結された労働者提供契約に基づいた求人情報を基に人材を募集し、受入機関に紹介することで雇用契約の締結を仲介します。

雇用契約を締結した後、ベトナム国籍の申請者は、認定送出国機関を通じ、DOLABから推薦者表(特定技能外国人表:海外労働部用 ※ベトナム国籍の方が海外での就労についてベトナム側の手続を完了したことをベトナム政府が証明する文書)の承認・発行を受ける必要があります。

受入機関は、推薦者表を添付した上で、在留資格認定証明書交付申請を地方出入国在留管理官署へ行き、同証明書交付後に原本を本人へ送付し、査証の発給手続に入ります。また、出国の少なくとも5日前までに送出国機関と申請者との間で、労働者海外派遣契約を締結することが求められます。

ベトナムから新たに受け入れる場合



(注1)ベトナム側は、基本的に認定送出国機関の利用を求めているとのことです。
(注2)ベトナム側では、出国の少なくとも5日前までに送出国機関と申請者との間で、労働者海外派遣契約を締結することを求めているとのことです。

※職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLをご参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

日本に在留する方を受け入れる場合

受入機関が、日本に在留するベトナム国籍の方を特定技能の在留資格で受け入れる場合は、直接本人と雇用契約を締結し、在留資格変更許可を受けることになります。

原則としては、在留資格変更許可申請において推薦者表(特定技能外国人表:在日本国ベトナム労働管理部門用)の提出を求められるため、あらかじめ、駐日ベトナム大使館から推薦者表の承認・発行を受ける必要があります。推薦者表の発行申請は、在留資格「特定技能」への変更を希望するベトナム国籍の方、受入機関、職業紹介事業者又は登録支援機関のいずれかが行うことが出来ます。なお、2021年4月12日以降、当面の間、推薦者表提出の要否については、現在の在留資格によって下記の取扱いとされています(2021年6月1日時点)。

- ①在留資格「技能実習」の方…推薦者表の提出が必要です。
- ②在留資格「留学」の方で、2年以上の課程を修了又は修了見込みの方…推薦者表の提出が必要です。
- ③在留資格「留学」の方で、2年未満の課程を修了又は修了見込みの方…推薦者表の提出は不要ですが、2年未満の課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類(卒業証明書等)の提出が必要です。
- ④在留資格「留学」の方で、在学中又は中途退学された方…推薦者表の提出は不要ですが、在学することを証明する書類(在学証明書等)又は在籍していたことを証明する書類

(退学証明書等)の提出が必要です。

⑤在留資格「技能実習」又は「留学」以外の方…推薦者表の提出は不要です。

以上が、ベトナム国籍の特定技能外国人に係る送付・受入手続の概要です。

■ベトナム側の手続に関するお問合せ先

駐日ベトナム大使館 労働管理部

TEL:03-3466-4324(日本語対応可)

ベトナム労働・傷病兵・社会問題省 海外労働管理局(DOLAB)

TEL:+84-24-3824-9517(内線612)(日本語対応可)

出入国在留管理庁のホームページでは、各国の特定技能外国人の送付・受入手続が公開されていますので、参照してください。

出入国在留管理庁のホームページ

http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00021.html

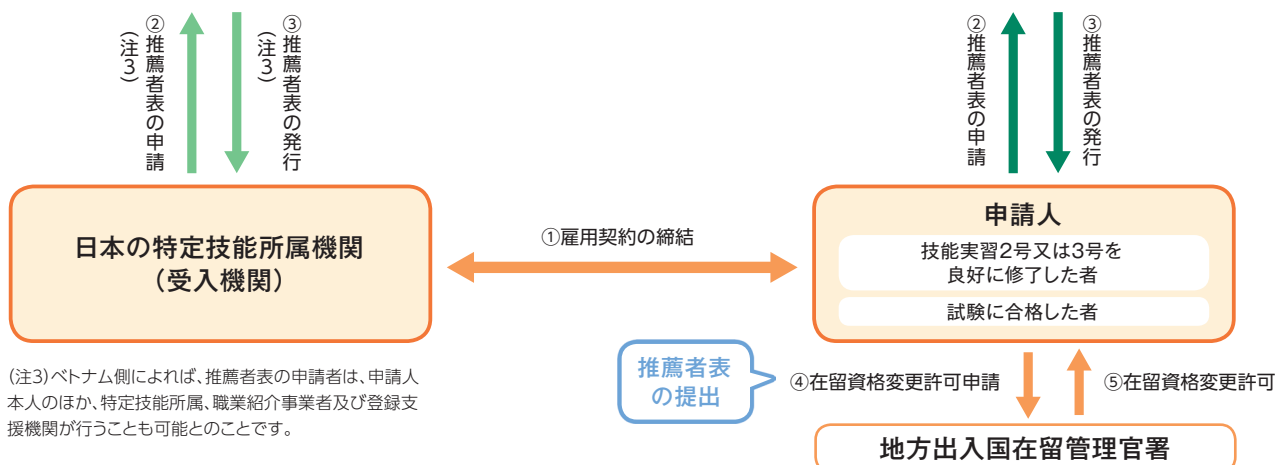
■本稿に関するお問合わせ先

申請支援部支援第一課(特定技能班)

TEL:03-4306-1130

日本に在留する方を受け入れる場合

駐日ベトナム大使館



出典:法務省出入国在留管理庁HPよりJITCO作成

ステイホーム下における 技能実習生への生活支援

新型コロナウイルス感染症による生活への影響が、変異株拡大の懸念もあり、長期化しています。この影響は、日本に滞在する外国人にとっては言葉や文化の違いもあるためより切実で、生活上の不便を余儀なくされる技能実習生等も増加していると考えられます。このような状況の中で、技能実習生が感染防止に留意しつつ、より有益な実習生活を送ることを支援するための情報サイトや実習実施者の取組を紹介します。

1 新型コロナウイルス感染症の感染防止

技能実習生は、多くの場合、寄宿舎において共同生活をしています。そのため、一人が感染した場合、クラスターの発生に繋がる可能性が高く、「コロナを持ち込まないこと」はもとより、ステイホームを含めた生活面での指導や教育が不可欠です。

外国人技能実習機構(OTIT)では「監理団体及び実習実施者の皆様へのお願い」として、技能実習生の感染機会を減らすために、

- 寮だけではなく路上・公園等における集団での飲食を禁止する
- 相部屋の場合も少なくとも2m以上の距離を保つ
- 職場や宿泊施設等にアルコール消毒液を設置し、こまめに部屋の換気をする

といった工夫の実施や、朝礼等の場を活用した技能実習生に対する感染予防策の周知・徹底などを求めています。

この「お願い」には、技能実習生の生活支援及び雇用維持といったコロナ禍の中の留意事項に関する様々な情報のリンク先も掲載されています。詳しくは、外国人技能実習機構のホームページ🌐<https://www.otit.go.jp/>の「重要なお知らせ」欄をご確認ください。

また現在、様々な日外国人向けのウェブサイトがありますが、厚生労働省ホームページの外国人向け支援サイト「がいこくじんのみなさんへ しごとやせいかつのしえんについて」🌐https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.htmlでは、各種支援に関する情報のリンク先とともに、感染防止対策に関するリーフレットや事業主向けの「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を多言語化したものも公開されています。新型コロナウイル

ス感染防止対策を技能実習生と互いに確認し、実践するための啓発資料としても利用してください。



厚生労働省ホームページ
「がいこくじんのみなさんへ しごとや
せいかつのしえんについて」QRコード

2 安全衛生教育、日本語習得サイトの活用

ステイホームの時間を有効に利用する手段としては、インターネットサイトの活用が考えられます。実際に、技能実習生にタブレット端末等を貸与するなどの積極的な取組を行っている監理団体や実習実施者もあります。安全衛生に関する教育や日本語の習得を目的としたウェブサイトも多く公開されていますが、ここでは技能実習生が気軽に無料で利用できるものを紹介します。

安全衛生教育のウェブサイト

ヨーロッパの主要国が共同して制作している「NAPO」🌐<https://www.napofilm.net/>があります。このサイトは労働災害などを防止するための基本知識を普及するためのアニメ動画で、全世界に向けて公開されています。この動画の特徴は、登場人物がしゃべる言葉が何語でもない意味不明の言語であるのに、動画を見れば誰でもその内容が理解できるように作られていることです。日々動画が追加されており、様々な角度から安全衛生の知識を楽しみながら習得することができるのが特徴です。



NAPO(アニメ動画による安全衛生
教育サイト)QRコード

また、厚生労働省のホームページにある「職場のあんぜんサイト」🌐<https://anzenvideo.mhlw.go.jp/foreign->

worker/index.htmlにおいて、「外国人向け安全衛生視聴覚教材」が公開されています。この教材は、親しみやすい漫画で作成された教材を動画化したもので、ダウンロードして再生することも可能ですが、YouTubeでも簡単に視聴できるようになっています。基本編である「共通」の他に、特定技能14分野に対応したものが制作されていますが、技能実習生に対する動画教材としても活用することができます。



厚生労働省「職場のあんぜんサイト」
QRコード

日本語習得のウェブサイト

(独法)国際協力基金日本語国際センターが制作した「いろどり 生活の日本語」<https://www.irodori.jp/>があります。

このサイトでは、国際交流基金日本語基礎テストの受検を考えている外国人が自主的に日本語を学ぶことができるよう、PDFファイルによるテキストとMP3ファイルによる音声ダウンロードができるようになっています。現在、中国語、モンゴル語、インドネシア語、クメール語、タイ語、ベトナム語及びミャンマー語に対応した7か国語版が公開されています。(2021年4月30日現在)



(独法)国際協力基金日本語国際センター
「いろどり 生活の日本語」QRコード

JITCOでは「日本語教材ひろば」において日本語指導や教材に関する情報を提供しています。あわせてご利用ください。



<https://hiroba.jitco.or.jp/>

3 インターネットを利用した文化交流

地域や技能実習生同士の交流の機会も制限を余儀なくされる中、インターネットを使って技能実習生に日本文化を体験してもらおうという取組事例がありますのでご紹介いたします。滋賀県に本社を置く実習実施者、株式会社平和堂様

の取組事例です。(JITCOにお寄せいただいた投稿の要約です。)

「惣菜加工(加熱)」の職種でベトナム人の技能実習生10名を受け入れ、約1年半となりました。入社後は、日本各地に観光に行ったり、日本の文化に触れさせたりしてあげたいと考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行で外出もままならない状況となり、オンラインでの『日本文化体験イベント』の実施を考えました。職種が「惣菜加工」ということで、「食」にちなんだもので、かつ達成感を味わえる「和菓子作り」を選びました。京都の和菓子店の一つがオンライン講習に積極的に取り組んでいることがわかり、そちらの店舗の体験キット(練切り)が「女性ばかりの技能実習生の好みに合いそう」と思ったことも決め手になりました。講師の方には、体験者がベトナム人技能実習生であること、通訳が入ること、日本文化を体験させたいという目的があることをあらかじめお伝えしました。それぞれの技能実習生の宿舎にはWi-Fi環境を整えていますが、和菓子作りは1時間と限られていたので、当日スムーズに進行できるように事前に回線の接続確認を行いました。

体験当日は、技能実習生は絶えず笑顔で、お互いの作品を見ながら和菓子作りを楽しんでくれました。最初は慣れない“あんこ”に戸惑いながらも、講師の方のレクチャーのおかげで丁寧に作りあげることができました。初めての和菓子はとても甘く感じられたようです。

和菓子作り体験の後は「近況報告会」も実施し、直接会うことは難しい中でも思いを共有することで、改めて「繋がっている」と実感できたと思います。2ヶ月ほど準備期間がありましたが、技能実習生が喜んでくれたことが受入れ企業として一番嬉しいことでした。



JITCOでは技能実習生等のメンタルヘルスの確保を主眼とした「メンタルヘルスアドバイザー派遣事業」も行っています。下記お問合せ先または各JITCO地方駐在事務所までご相談ください。

■本稿に関するお問合せ先

実習支援部業務課 TEL:03-4306-1189

職場における外国人材とのコミュニケーションは やさしく、わかりやすい日本語で!

最近、新聞・TVやSNSなどでも話題になっている「やさしい日本語」についてご存じでしょうか?

「やさしい日本語」は、阪神・淡路大震災(1995年)の際に、日本に在留する外国人に必要な情報が届かなかった経験から、弘前大学の社会言語学研究室によって考案されました。ひらがなで書かれた「やさしい」には簡単で分かりやすい「易しい」、相手に対して「優しい」という二つの意味があります。日本人側が外国人に対して歩み寄り、外国人が理解できるようにわかりやすい日本語で話すということです。

技能実習生や特定技能外国人は、まず教科書で文法を中心に学習しますが、日本語の文字にはひらがな、カタカナ、漢字があり、漢字には音読み、訓読みもあり大変複雑です。また会話ではTPOに合わせて丁寧な話し方と、親しい人との話し方を使い分けたり、相手との関係によって「尊敬語」「謙譲語」も適切に使い分けなければなりません。日本語は世界でも習得が難しい言語の一つと言われ、入国前後に数ヶ月間日本語を勉強したとしてもそう簡単に使いこなせるわけではありません。外国人材を受け入れている職場では彼ら、彼女らの日本語能力向上を支援するとともに、受け入れ側の日本人が外国人材にわかりやすい日本語で話すことが大切です。

外国人材とのコミュニケーションの方法は?

特定技能外国人が入国時に要求される日本語能力は日本語能力試験(JLPT) N4、または日本語基礎テスト(JFT-Basic)合格の水準です。JLPTのN4相当とは、学習時間300~500時間程度、日常生活の中でややゆっくり話される会話であれば、ほぼ理解できるレベルとされています。

しかし、たとえ日本語の試験に合格していても、技能実習生や特定技能外国人の日本語の会話能力は個人によって千差万別で、日本人側が相手に合わせて話すスピードや言葉を調整し、理解しているか確認しながら話すことが必要です。

また、日本人同士ではものごとをあまりはっきり言わない婉曲表現が好まれますが、時間感覚やマナーや宗教など価値観が異なる外国人には理解できません。外国人材とのコミュニケーションでは日本人的な常識や価値観に囚われず、はっきりと口に出して説明しなければなりません。

職場の日本人が、やさしく、わかりやすい日本語を話すことは、技能実習生等の外国人材の日本語能力の向上に繋がります。ひいては日常生活の利便性の向上、職場での技能の修得、作業ミスや事故の防止に役立ち、企業と外国人材の双方によい影響をもたらすと考えられます。

企業のメリット	外国人材のメリット
<ul style="list-style-type: none">・業務のミスが減る・現場の作業効率があがる・難しい仕事も任せられる・人間関係が良好になる・愛社精神が生まれる・労災事故を防止できる・外国人材のメンタルが安定しトラブル、失踪を防止できる	<ul style="list-style-type: none">・わかりやすい日本語を聞くことで、日本語力が向上する・現場の指示がよく理解でき、作業効率があがる・自分に自信が持てる・日本人の会話がよくわかり、日常生活が便利になる・日本語力が将来のキャリア形成に役立つ

(JITCOセミナー資料より抜粋)

なお関連する下記の官公庁のサイトもご参照ください。

出入国在留管理庁ホームページ「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」

http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html

経済産業省ホームページ「日本人社員も外国籍社員も職場でのミスコミュニケーションを考える」

<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/2021042603/20210426003.html>

技能実習制度では従前より日本語教育が重要視されており、2019年6月に施行された「日本語教育推進に関する法律」においても、国や地方公共団体の責務と並んで、外国人を雇用する事業主にも外国人材に対する日本語学習機会の提供、その他日本語学習の支援に努めることが条文で示されています。JITCOでは、外国人材に対する日本語指導支援と併せ

て、外国人材とのコミュニケーションのコツを『わかりやすい日本語』としてご紹介しています。監理団体、実習実施者、登録支援機関等において、外国人材と接する日本人の皆様には、是非身につけていただきたいコミュニケーションスキルです。受講された方には「わかりやすい日本語」の話し方のコツを掴んでいただき、職場全体で実践していただけると幸いです。

■(新設)「わかりやすい日本語」話し方セミナー

外国人材とのコミュニケーションを向上させるために、日常生活や実習現場を想定した多くの文例、課題を使って日本人が「わかりやすい日本語」を話す練習を行います。日本語を単に言い換えるだけでなく、ジェスチャー、実物、絵や図表などを使って伝える方法も学んでいただけます。

参加費(税込)：賛助会員 5,500円 一般 8,800円

日程：6月18日(金)、10月1日(金)、12月10日(金)、2月18日(金)

時間：13:00～16:00 **場所：**JITCO東京本部

日本語指導に関するJITCOセミナーのご案内

JITCOでは「日本語指導担当者実践セミナー」を全国で定期的に開催し、監理団体や実習実施者の日本語指導を支援しております。日本語指導教材のご紹介も行っておりますので、是非有効にご活用ください。定例セミナーと日程が合わない場合は「日本語指導オンデマンド」(出張講座)をご検討ください。

■日本語指導担当者実践セミナー

「聞く」「話す」力をつける指導について考えるセミナーです。ウェブサイト「JITCO日本語教材ひろば」内の教材を使用し、授業実習も行います。日本語指導経験のない方も、具体的な日本語指導のイメージを掴んでいただけます。

参加費(税込)：賛助会員 11,000円 一般 14,300円

日程・場所：7月9日(金)東京、9月10日(金)広島、11月12日(金)名古屋、1月14日(金)大阪、2月4日(金)福岡、3月8日(火)東京

時間：9:30～16:30



■日本語指導オンデマンド(出張講座)

ご依頼に応じて実施する講座で、JITCOの日本語指導専門スタッフをご希望の日時、会場で出張講義を行います。企業内研修、組合員研修等にもご利用いただけます。講座のプログラムは「初めての日本語指導のポイント」「日本語授業の具体的な進め方」「日本人従業員のためのわかりやすい日本語の話し方」「その他」からお選びいただけます。お気軽にご相談ください。

参加費(税込)：賛助会員 5,500円 一般 11,000円 1プログラム(3時間以内)1名につき

※2名様からのお申込みで複数プログラムの実施も可能です。※講師の交通費等を別途ご負担ください。

セミナーの詳細はJITCOホームページをご覧ください。 https://www.jitco.or.jp/ja/service/training.html#section_2

■本稿に関するお問合せ先 講習業務部日本語教育課 email:hiroba@jitco.or.jp TEL:03-4306-1168 FAX:03-4306-1119

「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等」の現状

現在、以下に掲げる「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置の利用」が引き続き停止されています(2021年4月30日現在)。再開となった際には、JITCOホームページにてお知らせいたします。これらの措置は新型コロナウイルス感染拡大・収束の状況に応じて、適宜見直されますので、事態は流動的となっています。外務省、各国大使館等のホームページもご確認くださいようお願いします。

スキーム	入国可否の状況 ※4月30日時点
ビジネストラック	一時停止中
レジデストラック	一時停止中
全世界からの新規入国を可能にする措置	一時停止中

特定技能における各国手続きについて

ウズベキスタン、スリランカの2ヶ国については、新たにフローチャートや手続きの解説が出入国在留管理庁「特定技能に関する各国別情報」(※)にて公表されました(フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、インドネシア、ベトナム、タイについてはすでに公表済みです)。

ウズベキスタン

送出機関の利用は任意とされており、受入機関は、民間の送出機関(現時点ではリストは未公表)または雇用・労働関係省対外労働移民庁(AELM: Agency of External Labour Migration, Ministry of Employment and Labour Relations of Uzbekistan)との間で人材募集に係る契約を締結した上で、これらを通じて人材の提供を受け特定技能に係る雇用契約を締結する方法のほか、送出機関を通じることなく直接ウズベキスタン国籍の方との間で特定技能に係る雇用契約を締結する方法のいずれを採用することも可能です。

出入国在留管理庁「特定技能に関する各国別情報」(ウズベキスタン)
④http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00111.html

スリランカ

送出機関の利用は任意とされており、受入機関は送出機関を通じて人材の提供を受けて特定技能に係る雇用契約を締結する方法のほか、送出機関を通じることなく、直接スリランカ国籍の方と特定技能に係る雇用契約を締結する方法を採用することも可能です。

出入国在留管理庁「特定技能に関する各国別情報」(スリランカ)

④http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00107.html

※この他の公表内容および留意事項の詳細は、出入国在留管理庁「特定技能に関する各国別情報」④http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00073.htmlをご参照ください。

JITCOの活動

■インドネシア政府窓口との協議の実施

JITCOは、2020年12月16日および2021年2月18日に在京インドネシア大使館にて、インドネシア労働省と特定技能制度に関するオンライン会議を実施しました。インドネシア側から、海外労働者の派遣体制やオンラインマッチングシステム(IPKOL)の改修等について説明があり、JITCOから、特定技能制度の現状や受入機関・送出機関の関心事項や要望等について、情報提供を行いました。

■インド政府窓口との協議の実施

JITCOは、2021年3月8日、インド政府の技能実習担当窓口である全国技能開発公社(NSDC)とオンライン会議を行いました。JITCOから日本の経済や労働市場への新型コロナウイルスの影響や入国制限の状況、特定技能制度の現状や課題等について説明し、続いてインド側からの質問に回答するなど意見交換を行いました。インド側からは、特定技能試験の早期実施や、インド人材の来日、日本からの視察受入れに向けた往来の早期再開を期待しており、今後の方針として、送出し職種の特化による専門性の深掘りや候補者の経済的負担の軽減等による送出促進策について検討する旨が示されました。JITCOとしても、引き続きインド側と協力し助言や情報発信を行う予定です。

■本稿に関するお問合せ先

国際部TEL 03-4306-1151

外国人材の受入れに関する Q&A

在留資格「特定技能」が新設されて2年が経過し、特定技能1号在留外国人数は2万人を超えました（令和3年3月末時点）。JITCOでも特定技能に関する問合わせが増えており、中でも技能実習から特定技能への移行に関するご質問が多く寄せられています。今回は、技能実習から特定技能に移行する場合の相談事例をご紹介します。

Q1 監理団体ですが、2号技能実習生が技能実習で行った職種とは異なる分野で特定技能に移行することを希望しています。この場合、特定技能1号評価試験の合格が必要になると思いますが、技能実習生は技能実習期間中に特定技能の技能試験を受験することはできるのでしょうか。

A1 在留資格を有して日本に在留している外国人であれば国内試験を受験できますので、技能実習生が技能実習期間中に特定技能1号の技能評価試験を受験することは可能です。ただし、試験に合格したとしても、現在の技能実習を計画に従って修了することが求められます。

Q2 当社の技能実習生について、技能実習終了後、在留資格変更許可申請により特定技能に移行することを検討しています。この時、申請書類の一つに健康診断個人票（参考様式第1-3号）がありますが、当社で毎年行っている定期健康診断の結果を代わりに提出することはできますか。

A2 ご相談のケースのように、在留資格変更許可申請を行う場合には、申請の日から遡って1年以内に、日本の医療機関で医師の診断を受けていれば、健康診断個人票の代わりに当該診断書を提出することができます。なお、診断項目については健康診断個人票の項目を網羅している必要があります。

新たに日本に入国する場合（在留資格認定証明書交付申請を行う場合）には、申請の日から遡って3ヶ月以内に、医師の診断を受けなければなりませんのでご注意ください。

Q3 当社では特定技能外国人の受入れを予定しています。以前技能実習生を受け入れており、技能実習では日々の業務・指導内容を記録した技能実習日誌を作成していました。特定技能外国人を

受け入れた場合は、技能実習同様に日々の業務内容の記録等は求められますか。

A3 特定技能制度では、技能実習日誌のような日々の業務に関する記録の作成は求められていません。ただし、受入れ機関（特定技能所属機関）に作成及び備え付けが求められている文書等に、①特定技能雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書 ②1号特定技能外国人支援の状況に係る文書 がありますので注意が必要です。どちらの文書も当該特定技能雇用契約の終了日から1年以上備えておくことが求められています。詳しい内容については、出入国在留管理庁の特定技能運用要領に細かく示されていますのでご確認ください。

この他、他の法令で作成等が義務付けられているものについても、当該法令の規定に基づいて、適切に作成・保存しなければなりません。

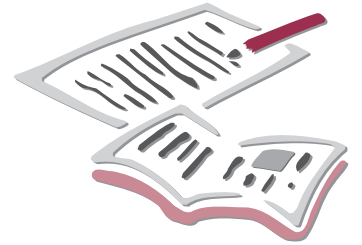
Q4 監理団体ですが、技能実習生の場合、帰国費用は受入れ側負担となるどころ、特定技能外国人の帰国費用負担の扱いはどのような対応になるのでしょうか。

A4 特定技能外国人が特定技能雇用契約の終了後に帰国する際の帰国費用については原則本人負担となります。ただし、当該外国人がその帰国費用を負担することができない場合は、特定技能所属機関が帰国費用を負担するとともに、出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることが求められています。

なお、帰国旅費を確保しておくために特定技能外国人の報酬から控除するなどして積み立てて特定技能所属機関が管理することは、金銭その他の財産の管理に当たり得るものであることから、認められません。

■本稿に関するお問合せ先
実習支援部相談課 03-4306-1160

JITCOの教材のご案内



技能実習制度の理解促進のために

改訂 外国人技能実習生の受入れQ&A(第3版)

定価:2,750円(本体2,500円+税10%)(賛助会員は3割引)A5判 457ページ

本書は、技能実習法その他の関係法令を基に、外国人技能実習制度と外国人技能実習生の受入れについて、体系的に説明した本です。図と表を多用しながら、「Q&A方式」で記述しています。実務運用上の留意点についても、詳しく分かりやすく説明しています。

初版は2017年6月、新しい技能実習法にそって同制度を解説することを目的として発行しました。さらに2018年3月には、法務大臣及び厚生労働大臣より告示された「特定職種(介護、漁船漁業・養殖業及び自動車整備)」について、事業所管大臣告示基準の詳細な解説を加筆した第2版を発行し、これまで販売してきました。

今回の第3版は、第2版をベースに「技能実習制度運用要領」の最新版(2021年4月1日改正版)を反映したものです。

制度の概要から始まり、手続きの方法、用語の定義、技能実習計画の策定・申請・実施、監理団体の内容、入国・在留・出国の各種手続き、実習生の保護、罰則、関連法規、保険などについて計140問の質問に対し、丁寧に回答しています。さらに、技能実習法や同法施行規則、関連省庁の告示などを参考資料として掲載した他、関係機関の連絡先なども一覧表にまとめました。

監理団体や実習実施者の担当者には必携の1冊です。また、これから技能実習制度を学ぶ方にもお勧めです。



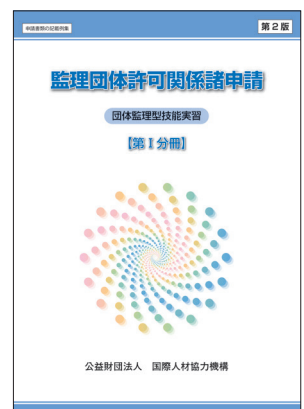
技能実習制度の申請・届出 記載例集を刷新! 2021年4月の改正に対応しました

改訂 監理団体許可関係諸申請(第1分冊)(第2版)

定価:4,400円(本体4,000円+税10%)(賛助会員は3割引)A4判 約200ページ

監理団体が監理団体の許可に関して外国人技能実習機構(OTIT)に提出する各種様式と記載例を記載したものです。

監理団体の許可申請の他、許可有効期間の更新申請、事業区分の変更許可申請と許可証書換申請、変更届出および許可証書換申請、監理団体許可証再交付申請、申請取下げの諸申請や手続き等について、書面の記載例を示すとともに「記載上の注意事項」で解説しています。



教材の詳細とご注文

JITCO 教材オンラインショップ [🌐 https://onlineshop.jitco.or.jp/](https://onlineshop.jitco.or.jp/)

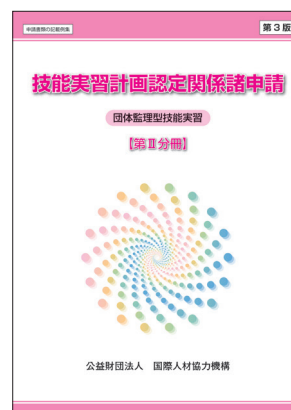
改訂 技能実習計画認定関係諸申請〔第Ⅱ分冊〕(第3版)

定価:4,290円(本体3,900円+税10%)(賛助会員は3割引)A4判 226ページ

本書は、実習実施者が外国人技能実習機構(OTIT)に提出する技能実習計画の認定に関する各種書類の様式と記載例を示したものです。実際のOTITによる指導内容に沿った記載例です。

第2版では、1号、2号、3号の区分ごとの記載例を見直し、重複する記載例を省略しました。一方、全体の構成では提出書類一覧・確認表の順としたことにより、実務担当者にとって使いやすい構成になりました。

今回の第3版では、この第2版の構成を踏襲しています。

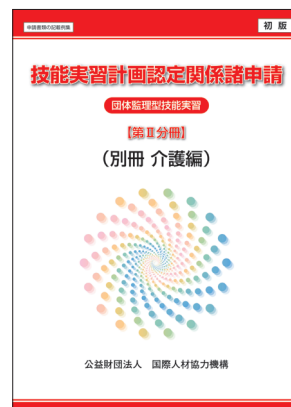


新刊 技能実習計画認定関係諸申請〔第Ⅱ分冊 別冊 介護編〕

定価:4,015円(本体3,650円+税10%)(賛助会員は3割引)A4判 218ページ

本書は、介護分野で技能実習生を受け入れる監理団体や実習実施者などが技能実習計画認定関係の申請書を作成する際、その記載例や記載要領を示したものです。介護職種に特化した書類の記載例を別冊として用意しました。

計画認定関係の各種書式をまとめた「技能実習計画認定関係諸申請〔第Ⅱ分冊〕」とセットでご購入されることをお勧めします。



お得なお知らせ

「第Ⅱ分冊」と「第Ⅱ分冊 別冊 介護編」を同時にご購入の場合、賛助会員の方は4割引(セット価格 4,983円)で販売いたします。非会員の方は1割引(セット価格 7,474円)となります。

改訂 外国人技能実習機構への届出、報告、記録関係様式〔第Ⅲ分冊〕(第3版)

定価:2,750円(本体2,500円+税10%)(賛助会員は3割引)A4判 182ページ

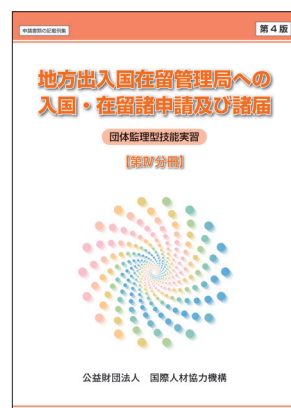
外国人技能実習機構に対して定期的な報告が求められる様式、記録として備付け・保存が義務の様式、技能実習計画に変更が生じた際の変更届出書などの記載例を掲載したものです。



改訂 地方出入国在留管理局への入国・在留諸申請及び諸届〔第Ⅳ分冊〕(第4版)

定価:2,200円(本体2,000円+税10%)(賛助会員は3割引)A4判 198ページ

監理団体が地方出入国在留管理局に提出する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、諸届などの各種書類の様式と記載例を掲載したものです。





国民に人気のスポーツ

コロナ禍により1年延期されていた東京五輪2020(東京オリンピック・パラリンピック競技大会)の開催が近づいています。今号では、アジアの各国で人気のあるスポーツや競技についてご紹介します。



Vietnam (ベトナム)

ファム・ラン・アイン(元 JITCO 母国語相談スタッフ)

フランスから伝わったサッカーが一番人気です

他の国と同じようにベトナムにもスポーツ好きな人がたくさんいます。陸上、水泳、テニスなど、健康によければ積極的に参加します。そんな中で、一番皆に愛されているスポーツは「サッカー」だと思います。

サッカーはフランス人によって1890年ごろに南ベトナムにもたらされたと言われています。最初はフランス人しかプレイしなかったのですが、次第にベトナム人もプレイするようになり、1906年にフランス・スポーツ連盟会のブルトン氏により詳しいルールが紹介されました。その後フランス人によるチームが次々に設立し、大会が開催されるようになりました。1907年になると、ベトナム人が運営するチームが2つ誕生し、サッカーは北ベトナムにも広がっていきました。

ベトナム初の代表チームが誕生したのは1947年で、ベトナム戦争時もサッカーは南北それぞれに発展していきました。北ベトナムでは1961年にベトナムサッカー会(現ベトナムサッカー連盟会)が設立され、1975年まで独自の大会を継続開催しました。1976年の南北統一の後、1980年に現在のベトナムサッカーリーグ(V League)が設立され、海外からの選手や監督なども参加するようになりました。同リーグは今日まで38回の大会を実施しています。

ベトナムでスポーツ記者として活躍する友人のThach Long(タク・ロン)さんは、「欧米諸国と比べるとベトナムのサッカーの歴史は短いけれど、サッカーに対する情熱は、どの国にも負けません」と話します。代表チームの大事な試合では、老若男女問わず熱狂的に応援します。応援のため、従業員の早退を許

してくれる会社もあるのだそうです。賑やかな街も試合中は静まり返り、勝った時には、大勢のファンが国旗をもってバイクに乗り、歌いながら街中を走りまわる「Đi Bão」(デイ・バオ)という現象が起こります。ある日、デイ・バオをしているバイク同士が衝突事故を起こしました。普段なら大喧嘩になるところですが、二人とも「ベトナムは無敵だ!」と叫んでニコッと笑い、何もなかったかのように去ったそうです。サッカー愛がもたらした、ちょっとした笑い話ですね。

私も小さい頃はサッカーのルールをまったく知りませんでした。兄と近所の男の人たちが道路でサッカーをやっている傍らで応援したのを覚えています。成長してからラジオの試合中継に耳を傾け、アナウンサーが「ゴール!」と叫んだら、こちらも「入った!」などと万歳して喜んだものです。

ところで、日本とベトナムのサッカー界も交流がたくさんあるようです。在ベトナムの日系企業は、経済的にも技術的にも支援をしてくれていますし、2014~2016年にベトナム代表チームの監督を務めたのは日本人です。また今年初めに、ゴールキーパーのĐặng Văn Lâm(ダン バン ラム)選手がセレッソ大阪にベトナム人としては初めて加入しています。2018年にはベトナム人による(一社)日本ベトナム文化スポーツ交流協会が設立され、在日ベトナム人のために、サッカー教育や審判等のトレーニング、国内大会を実施しています。

技能実習生も週末にサッカーの練習や試合を楽しんでいるという話も聞いています。サッカーを通じて世界と交流し、理解しあえるといいな、と思っています。



China [中国]

羌 国華(元JITCO 母国語相談スタッフ)

バスケットボール、サッカー、卓球に注目!

2014年から中国では「スポーツ試合観賞」という調査が実施されています。これはTV観戦と試合会場での観戦を合わせた調査で、観賞率のトップ10は「バスケットボール」34.9%、「サッカー」10.4%、「卓球」7.1%、「体操」6.8%、「バトミントン」5.9%、以下は「遊泳」「ビリヤード」「武術」「ボクシング」「重量挙げ」が続きます。この数字から中国で人気のスポーツの一端をうかがうことができますし、2021年7~8月に開催される東京五輪の期間もこれらのスポーツを巡り、中国のファンがテレビに釘付けになる様子が想像できます。ここでは上位2つの競技の最新情報を紹介します。

まず、一番人気のバスケットボールです。現在、中国には3つのバスケットボールリーグがあります。中国男子バスケットボールリーグ(CBA)、中国男子バスケットAクラスリーグ(NBL)と中国女子バスケットボールリーグ(WCBA)です。そのうちトップレベルのCBAは1995年に発足、現在20チームがあり、毎年10月頃から翌4月ごろまで試合が続きます。今まで誕生したスターは、姚明、王治郅、易建聯、朱芳雨等で、姚明や易建聯はアメリカのNBAでも活躍していたことがあります。NBA選手もCBAに加入しているほど、当該リーグの試合は人気が高いです。

一方、NBLは1996年発足し、現在13のチームが活動しています。リーグの期間は毎年5~9月です。残るWCBAは2002年に発足し、現在は16チームです。CBAと同じく毎年10月ごろから試合が開始し、年をまたいで試合が行われます。この様に中国では一年中、バスケットボールのリーグ試合が繰り広げられていますから、視聴者が3億人に昇るのは頷けますね。

二番目に鑑賞率が10.4%と高いサッカーも見てみましょう。中国におけるプロスポーツのリーグ戦を切り開いたのは中国サッカーAクラスリーグ(2003年に中国サッカー協会スーパーリーグに衣替え)です。前述の中国男子バスケットボールリーグCよりも一年早く1994年にスタートしました。現在は16チームがあり、毎年3~11月ごろ試合が行われています。優勝の常連は広州恒大チームで、昨年の優勝は江蘇蘇寧でした。

ただ、人気ぶりや鑑賞率が高いわりには、バスケットボールもサッカーも世界水準では輝かしい記録がまだ残せていません。ファンとしては「恨鉄不成鋼」(鉄が鋼にならない、力があるのに十分発揮できないという意味)と悔しい気持ちもあります。

世界で競うオリンピックに転じて中国選手の活躍を見ると、1984年に中国がロサンゼルス五輪に参加して以来、金メダルは「卓球」「水泳飛込」「バトミントン」「体操競技」「重量挙げ」「射撃」の6種目に集中しています。

中国初の金メダリストはロスアンゼルス五輪の許海峰選手で射撃種目でした。それから現在まで「射撃」で22個、「体操競技」で26個(李寧選手、李小鹏選手など)、「卓球」で28個(張怡寧選手、張継科選手、劉国梁選手など)、「重量挙げ」で34個(龍清泉選手、陳艳青選手など)、「水泳飛込」で40個(伏明霞選手、郭晶晶選手、吳敏霞選手など)の金メダルを受賞し、北京五輪とロンドン五輪の時は、卓球の男女シングルス、男女団体の4種目で金メダルを総なめしました。

さて東京五輪ではどのような戦いが見られるでしょうか。私は「卓球」に注目しており、日本の選手と激戦が繰り広げられるのではないかと考えています。



Philippines [フィリピン]

畠山 エルサ(JITCO 母国語業務委託スタッフ)

東京五輪で活躍が期待されるフィリピン人選手たち

新型コロナウイルス感染症の拡大はスポーツの世界にも大きく影響を与えています。2020年に開催されるはずだった東京五輪は1年延期され、今年7月23日から8月8日まで開催予定として準備が進められています。フィリピンでも、東京五輪への参加を予定しているアスリート達は、フィリピン政府の支援の下、感染症対策の施されたトレーニング施設「ラグナバブル」でメダル獲得を目指してトレーニングに励んでいます。

フィリピンは東南アジアで初めてオリンピックに参加した国で、アメリカ自治領時代の1924年パリ大会から選手団を送っています。これまでのところ、オリンピックにおけるフィリピン選手のメダル獲得数は、銀メダルが「ボクシング」のアンソニー・ヴィリアノエヴァ(1964年)、マンスエト・ヴェラスコ(1996年)、「女



子重量挙げ]53Kg級のヒディリン・ディアス(2016年)、銅メダルが「水泳」のテオフィロ・イルデフォンソ(1928年、1932年)、「陸上競技」のシミオン・トリビオ(1932年)、ミゲルホワイト(1936年)、「ボクシング」のホセ・ヴィリアヌエヴァ(1932年)、レオポルド・セランテス(1988年)、ロエル・ヴェラスコ(1996年)です。銀メダルと銅メダルを合わせて10個となっていますが、いまだ金メダルの獲得はありません。

フィリピンオリンピック委員会は少なくとも16人のアスリートを東京五輪に送り出すことを目指しており、これまでに「男子ボクシング」4名、「女子ボクシング」1名、「陸上競技」1名、「体操競技」1名と「重量挙げ」1名(リオ大会女子で銅メダルを獲得したヒディリン・ディアス)の計8名が出場権を獲得しています。

その中で、「体操競技」で出場予定のマニラ生まれのカルロス・ユーロ選手が注目されています。得意種目は床と跳馬で、フィリピンに初めての金メダルをもたらすのではないかと期待されています。ユーロ選手は、日本体操協会からフィリピンに派遣されていた日本人コーチの下で7歳から体操を始めました。派遣期間が切れるコーチが、ユーロ選手の才能をそのままにしておくことを惜しみ、日本で体操を学ぶことを勧めました。フィリピンと日本両国の体操協会やIOC、JOCの支援により、2016年16歳の時に単身で日本に留学、2019年世界体操シュツトガルト大会ではフィリピン代表として参加し見事金メダルを獲得しています。現在は、日本の朝日生命体操クラブに所属し、フィリピン初のオリンピック金メダル獲得を目指してトレーニングに励んでいます。

感染症対策の影響から代表選手の選考会がオリンピック開催ギリギリまでずれ込んでいる競技もあります。現時点では出場権を獲得できていませんが、フィリピン国民の注目を集めるアスリートが2名います。「女子ゴルフ」の笹生優花と「女子空手」の月井隼南です。名前こそ日本名ですが、日本とフィリピンとのハーフで、両国籍を持っています。2つ以上の国籍を持つ場合、自分の判断でどちらの国を代表してもよいとなっています。2人はフィリピン代表としてオリンピックを目指すことを選びました。彼女達のような立場のアスリートを批判的にとらえる人が一部にはいますが、オリンピック憲章の根本原則からすれば、その選択は決して間違っていないのではないのでしょうか。国家の枠から離れて両国の交流と両国民からの応援があれば、フィリピンにオリンピック初の金メダルも夢ではないと思います。



Indonesia【インドネシア】

秋谷 恭子(JITCO 母国語業務委託スタッフ)

陸上競技で注目のスプリンター、ゾーリさん

東京五輪への出場を内定し、メダルを期待されているインドネシア競技者の一人に Lalu Muhammad Zohri (ラル ムハンマド ゾフリ)、通称「ゾーリ」さんという男性がいます。陸上競技の短距離走スプリンターで、現在21歳。2021年「フォーブス」誌の「30アンダー30アジア」に選ばれ、その存在感を強めているようです。

過去の競技成績を見ると、2018年アジアジュニア陸上競技選手権大会(岐阜)で男子100メートル短距離走に出場し10.27秒のタイムで優勝し、同年にフィンランドで開催された世界ジュニア陸上競技選手権大会では同種目で10.18秒の好タイムで優勝しています。

そして記憶にもまだ新しいのが、インドネシア・ジャカルタで開催されたアジア競技会の男子4×100メートルリレー決勝です。インドネシアチームは、優勝した日本(山縣選手、多田選手、桐生選手、ケンブリッジ選手)に次ぎ、中国をおさえて準優勝を果たしました。そのチームの第2走者として、ゾーリさんはバトンをつなぎました。日本に配信されたAFP通信の画像からも、表彰式で金メダルを授与される日本人選手らの横で、銀メダルを手にした誇らしげなインドネシアチームの様子を見て取る事ができます。

またインドネシアのメディアの中には、日本では放送されなかったであろう、インドネシアチームを応援する側に立った動画があります。映し出されるのは、ゴール後に4人で讃え合い、抱き合い、地面に額をつけて神に感謝を表す様子です。大変インドネシア人らしい仕草だなと感じさせられる瞬間ですので、興味のある方は、是非検索してご覧になってみてください。参考までにこのアジア大会での男子100メートル走のゾーリさんの順位は7位でした。

ゾーリさんの生まれは、インドネシアのバリ島のさらに東に位置するロンボック島にある小さな村です(ちなみにロンボック島に籍を置く技能実習生の送出機関が5ヶ所ほどあります)。彼の幼かったころの様子やこれまでの経歴の詳細は今のところ知り得ませんが、家族とともに大変質素な生活をつい数年前までして

いたようです。インドネシア政府はゾーリさんの功績を称え、インドネシア国軍にいたっては、ゾーリさんの類い希な身体能力に目を付け、好待遇での入隊を勧めているのだそうです。またロンボック島の生家の建替えを行ってもらうなどの特別待遇も受けているようです。とはいえ実家の建替えに関して、ゾーリさんの家族は思い出が詰まっていると、当初は消極的だったようです。このように控えめなインドネシア人らしいエピソードが伝えられています。

ちなみにゾーリさんのように世界的な競技大会を目指す若者らを選抜し、専門教育を行う場がジャカルタにあります。全寮制の中高一貫校のラグナン国立中学高等学校【SMP/SMA NEGERI RAGUNAN (KHUSUS OLAHRAGAWAN PELAJAR)】です。日本の JICA (独立行政法人国際協力機構) からコーチが派遣されて指導に当たっていましたが、今は新型コロナウイルス感染症の影響でどうなっているのでしょうか？

さて、ゾーリさんの100メートル走のパーソナルベストは10.03秒です。今は東京五輪が無事に開催され、日本のスプリンターらと共に国立競技場に立つゾーリさんの姿をただただ思い浮かべています。



Thailand [タイ]

小森 里江子(元 JITCO 国際部母国語スタッフ)

タイといえば、ムエタイやセパタクローです

皆さまは日本発祥の打撃格闘技である「キックボクシング」をご存じでしょうか？ 手でパンチを繰り返すボクシングに対して、足も使ってキックをすることができるのがキックボクシングです。キックボクシングの誕生は1960年代で、400年以上の歴史があるタイ発祥のスポーツ「ムエタイ」を日本に招致しての異種格闘技戦の興行が考案され、「ムエタイ」に対抗できる競技として編み出されたと言われていました。

そのためキックボクシングはムエタイと類似点があります。そもそもムエタイは、強力なキックと、相手に組みついてからの膝蹴りが見どころのスポーツです。これがキックボクシングとの共通点になります。違いはというと、相手の首に手を回して組

みつくことをクリンチと言いますが、この技はキックボクシングでは禁止されています。また、キックボクシングは日本生まれですので、日本の武道である「空手」に由来する「後ろ回し蹴り」などが代表技となっていることが大きな特徴です。

ムエタイはタイの国技なので、ムエタイのチャンピオンともなれば英雄扱いです。なかでもかなりの人気選手だったのが、ブアカーオ・ポー・ブラムック選手です。ムエタイ世界ミドル級王者であり圧倒的な強さがあるのはもちろん、容姿端麗であったため、男女問わず人気の高い選手でした。また、仏教徒のタイ人男性は、ほぼ全員出家をしますが、出家の際は他の僧侶と比べた写真がメディアに掲載され、“すごく強そうな僧侶がいる”と話題になりました。

次に、ムエタイに並んでタイで有名なスポーツといえば「セパタクロー」です。バレーボールと少し似ているのですが、異なる点は、①腕や手を使ってはならず、足を主に使う ②同じ人が3回までボールに触れ続けて良い、③ローテーション(試合中の守備位置の変更)がないこと、などです。タイの小学校にいたことがある筆者ですが、子どもたちの間でも放課後遊びの鉄板といえるスポーツで、国内における人気はとて高いです。しかし実はタイ発というわけではなく、東南アジア各地で行われていた球技が元になっていると言われていました。1965年に「アジアセパタクロー」連盟が設立されてからは、世界中に普及させようと活動が行われています。国によってスポーツは得意不得意ありますが、セパタクローに関してはタイとマレーシアが首位争いをしているのに次いで、日本も強豪国なのです。なかなか日本ではセパタクローが知られていないのですが、機会があればぜひご覧になってみてください。

最後に、東京五輪が近づいていますので、タイ人選手の活躍をぜひ見て頂きたい種目をご紹介させて頂きたいと思います。1つ目はボクシングです。タイは伝統的にボクシングが強く、過去に何個も金メダルを手に入れています。次のメダルもぜひ期待したいところですが、2つ目におすすめなのがバレーボールです。メダルが絶対手に入る、という強さではありませんが、近年どんどん力をつけており、女子バレーに関しては日本を国際試合で倒すなど、国民が最も期待するスポーツの1つとなっています。日本選手の活躍も楽しみですが、海外選手にも注目してみると楽しいかもしれないですね。

「JITCOサポートヘルプデスク」をご活用ください

JITCO 総合支援システム「JITCO サポート」のご利用にあたり、ご利用者様の利便性向上を目的として「JITCO サポートヘルプデスク」を開設しています。ヘルプデスクでは、JITCO サポートに関するご不明な点(操作方法など)について専任のスタッフが回答いたしますので、是非、お気軽にご利用ください。なお、お問合わせ内容によっては、ヘルプデスク担当者から折り返しご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

▶ JITCO サポート
ヘルプデスク

電話番号

フリーダイヤル

0120-660-798

(携帯電話からもご利用いただけます)

ご利用時間

平日 9時から17時まで

(土日、祝日を除く)

JITCOの養成講習および各種セミナーのご案内

詳細とお申込みは、こちらから
<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

JITCO では、外国人材の受入れに関する各種セミナーや、技能実習法に基づく養成講習を開催しております。詳細とお申込みは、JITCO ホームページのセミナーページをご確認ください。皆さまのご参加をお待ちしております。

セミナーカレンダー



	内容	場所	担当部	お問合せ先
7月	1日(木) 技能実習制度説明会	東京都(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	9日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	東京都(JITCO本部)	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	15日(木) 在留資格「特定技能」に係る制度説明会	東京都(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	21日(水) 外国人材受入れセミナー (入国・在留手続と申請等取次制度について)	東京都(JITCO本部)	申請支援部企画管理課	03-4306-1127
	21日(水) 外国人材受入れセミナー (入国・在留手続と申請等取次制度について)	大阪府(サテライト開催※)	申請支援部企画管理課	03-4306-1127
	21日(水) 外国人材受入れセミナー (入国・在留手続と申請等取次制度について)	広島県(サテライト開催※)	申請支援部企画管理課	03-4306-1127
8月	27日(金) 技能実習生受入れ実務セミナー【企業単独型】	東京都(JITCO本部)	講習業務部業務課	03-4306-1138
	27日(金) 技能実習生受入れ実務セミナー【企業単独型】(ウェビナー※)	東京都(JITCO本部)	講習業務部業務課	03-4306-1138
9月	2日(木) 技能実習制度説明会	東京都(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	10日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	広島県	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	16日(木) 在留資格「特定技能」に係る制度説明会	東京都(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160

※2021年6月5日時点。開催情報は追加・変更することがございます。

※お申込み受付を開始しているセミナーについては、すでに満席となっている場合がございますがご容赦ください。

※「サテライト開催」は、会場へお越しいただき、会場スクリーンに投影する講義映像をもとに受講いただけます。ご自宅や職場での受講はできません。

※「ウェビナー」はインターネットを利用したオンライン上での開催方式です。JITCO東京本部から配信いたします。

かけはし(JITCO JOURNAL) 第30巻146号

発行日 2021年(令和3年)7月1日

発行 **公益財団法人 国際人材協力機構** 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生を受け入れる体制作り

割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

- 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険**
在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。
- 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償**
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

- 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償**
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。**(示談交渉サービス付)**
- 4 割引が適用された割安な保険料**
公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。

NEW!



タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間 …12か月	滞在期間 …36か月
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用				保険期間 …13か月	保険期間 …37か月
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	13,330円	30,020円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	1か月	13,810円	30,500円
							2か月	14,070円	30,950円
3	2,000万円	100万円	2,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	17,340円	39,210円
							1か月	17,910円	39,810円
4	3,000万円	100万円	3,000万円	100万円	1億円	300万円	2か月	18,130円	40,250円
							15日	20,840円	47,310円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	1か月	21,460円	47,960円
							2か月	21,630円	48,400円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	27,840円	63,510円
							1か月	28,560円	64,260円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	2か月	28,630円	64,700円
							15日	11,140円	25,030円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	1か月	11,430円	25,340円
							2か月	11,610円	25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	10,720円	23,900円
							1か月	11,130円	24,320円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	2か月	11,380円	24,720円
							15日	17,070円	38,610円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	1か月	17,650円	39,210円
							2か月	17,860円	39,640円

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
(注2) 他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際人材協力機構までお問い合わせください。)
三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合わせは

WEB募集は
こちらから k-kenshu.net

代理店・扱者(お問い合わせ先)
株式会社国際研修サービス
TEL 03-3453-3700
<http://www.k-kenshu.co.jp/>

随時受付中

FAX 03-3453-3703

技能実習 Days

デイズ



JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆さまからご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

三共ビルド株式会社

私どもはベトナム人技能実習生を8名受け入れています。みんな一緒に和気あいあいとした日々を送っています。

昨秋、新型コロナウイルス感染症拡大の間を見はからい、栃木県に一泊二日で行きました。世界遺産の日光東照宮、鬼怒川温泉、喜多方ラーメンなどを楽しみ有意義な時間を過ごせました。



富士ビジネス協同組合

昨年10月、春の緊急事態宣言で延期していたユニバーサルスタジオジャパン観光を行いました。ベトナム人技能実習生6名と実習実施者の担当者、監理団体の担当者の計8名でした。

平日ということもあり、アトラクションの待ち時間も短く、大いに楽しむことができました。技能実習生たちはアトラクションはもちろん、写真撮影に夢中の様子でした。母国の家族へも報告をしたいとはしゃいでいました。

株式会社シラカワ

当社はアルミダイカスト製品の仕上・検査で技能実習を行っています。写真は実習中に行った避難訓練の様子で、新型コロナウイルス感染症に気を付けて、密にならないようにしました。

ちなみに担架に乗る役も技能実習生です。毎年、一番実習を頑張ったと思われる人がこの役に選ばれています。



避難訓練中!

写真を掲載しませんか?

応募要項は JITCO ホームページをご覧ください。🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/days/>